

# 財団法人静岡県農業協同組合共済会

## 寄 附 行 為

### 第1章 総 則

#### (名 称)

第1条 この法人は、財団法人 静岡県農業協同組合共済会という。

#### (事務所)

第2条 この法人は、事務所を静岡市駿河区曲金三丁目8番1号に置く。

#### (目 的)

第3条 この法人は、静岡県の区域内に住所を有する農業協同組合、農業協同組合連合会、農業協同組合中央会及び農業関係団体（以下「農協等」という。）の職員の身分の安定を確保するため、退職金共済事業を実施するとともに、併せて農業後継者の育成に関する事業を行い、もって農業と農村社会の振興に寄与することを目的とする。

#### (事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 農協等の職員に対する退職金の給付に関する事業
- (2) 農業後継者に対する奨励金の給付その他農業後継者の育成に関する事業
- (3) その他目的を達成するために必要な事業

### 第2章 資産及び会計

#### (資産の構成)

第5条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 寄附金品
- (3) 資産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

#### (資産の種別)

第6条 資産は、基本財産及び運用資産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産

( 2 ) 基本財産とすることを指定して寄附された財産

( 3 ) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

( 基本財産の処分の制限 )

第 7 条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、理事会において、理事の 4 分の 3 以上の同意を得、かつ、主務官庁の承認を得て、その一部を処分し、又は担保に供することができる。

( 資産の管理 )

第 8 条 資産は、理事長が管理し、その方法は、次項に定めるもののほか、理事長が理事会の議決を経て定める。

2 基本財産のうち現金は、静岡県信用農業協同組合連合会その他確実な金融機関に預け入れなければならない。

( 経費の支弁 )

第 9 条 この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。

( 予算及び決算 )

第 10 条 この法人の収支予算は、年度開始前に理事会の議決により定め、収支決算は、年度終了後 3 箇月以内に、その年度末の財産目録とともに、監事の監査を経て、理事会の承認を得なければならない。

( 事業年度 )

第 11 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

### 第 3 章 役 員

( 種別及び選任 )

第 12 条 この法人に、次の役員を置く。

( 1 ) 理 事 長 1 人

( 2 ) 副理事長 1 人

( 3 ) 理 事 ( 理事長及び副理事長を含む。 ) 15 人以上 19 人以内

( 4 ) 監 事 3 人

2 役員は、理事会において選任する。

3 理事長及び副理事長は、理事の互選により定める。

4 理事及び監事は、相互に兼ねることはできない。

( 職 務 )

第 13 条 理事は、理事会を構成し、会務の執行を決定する。

2 理事長は、この法人を代表し、会務を統轄する。

3 副理事長は、理事長を補佐して会務を掌理し、理事長に事故があるときは、その職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。

4 監事は、民法第 59 条の職務を行う。

(任 期)

第 14 条 役員の任期は、3 年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解 任)

第 15 条 役員に、役員としてふさわしくない行為があったときは、理事会において理事の 4 分の 3 以上の同意により、解任することができる。

## 第 4 章 理 事 会

(権 能)

第 16 条 理事会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

( 1 ) 事業計画の設定及び変更

( 2 ) 事業報告の承認

( 3 ) 借入金 ( 当該事業年度において運用財産をもって償還する一時借入金を除く。 ) に関する事

( 4 ) その他この法人の運営に関する重要な事項

(招 集)

第 17 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事又は監事から会議の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長は、速やかに理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するには、理事の全員に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、会日の 5 日前までに文書をもって通知しなければならない。

(議 長)

第 18 条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(定足数)

第 19 条 理事会は、理事の 3 分の 2 以上の出席がなければ開会することができない。

(議 決)

第 20 条 理事会の議事は、この寄附行為に別に定めるもののほか、その理事会に出席

した理事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第21条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。

この場合において、前2条及び次条第1項第3号の規定の適用については、当該理事は出席したものとみなす。

(議事録)

第22条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 理事の現在数
- (3) 出席した理事の氏名
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過の概要及びその結果
- (6) 議事録署名人の選出に関する事項

2 議事録には、出席した理事のうちから、その理事会において選出された議事録署名人2人以上が、議長とともに署名押印しなければならない。

## 第5章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第23条 この寄附行為は、理事会において理事の4分の3以上の同意を得、かつ、主務官庁の認可を得なければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第24条 この法人は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会において理事の4分の3以上の同意を得、かつ、主務官庁の許可があったときに、解散する。

2 解散の時に存する残余財産は、理事会の議を経、かつ、主務官庁の許可を得て、この法人と類似の目的を有する法人に寄附する。

## 第6章 雑 則

(委 任)

第 25 条 この寄附行為の施行について必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て定める。

## 附 則

- 1 この法人の設立当初の役員は、第 12 条第 2 項及び第 3 項の規定にかかわらず、別紙設立当初役員名簿のとおりとし、その任期は、第 14 条第 1 項の規定にかかわらず、昭和 53 年 3 月 31 日までとする。
- 2 この法人の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第 10 条及び第 16 条第 1 号の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。
- 3 この法人の設立当初の事業年度は、第 11 条の規定にかかわらず、設立認可のあった日から昭和 52 年 3 月 31 日までとする。
- 4 平成 17 年 3 月 10 日の理事会において議決された変更後の規定は、平成 17 年 4 月 1 日から効力を生ずる。
- 5 この変更は、平成 20 年 3 月 31 日から施行する。

## 役員名簿

(役職名)	(氏名)
理事長	夏目善宇
副理事長	下島孝之
同	村上英喜
同	山田壽次
同	梅原秀高
同	鈴木道也
同	杉山正一郎
同	大石眞吾
同	清周二
同	豊島覺
同	青山吉和
同	紅林茂
同	田中鉄男
同	赤堀邦明
同	鈴木勝
同	田端敬一
同	森田繁男
同	杉山克明
同	渡邊芳文
監事	藤原謙次
同	柴田篤郎
同	本間一次

## 平成 22 年度事業報告

わが国経済は、平成 20 年秋のリーマンショック後、緊急経済対策や新興国の経済成長等により緩やかな回復傾向をたどったが、平成 22 年秋、米国経済の停滞、欧州諸国の財政金融不安、急速な円高等から景気の足踏み状態となった。日銀はゼロ金利政策や追加金融緩和策にふみきり、その後、米国経済の回復への期待や新興国の高成長による外需に明るさがみられ、「足踏み状態」から脱却する兆しがみえた。その一方、深刻な財政状態や厳しい雇用情勢が続いた。

こうしたなか、平成 23 年 3 月 11 日、東日本大震災が発生、未曾有の巨大地震と大津波による甚大な被害に加え、東京電力福島第 1 原子力発電所の大事故により、わが国経済はもとより、世界経済への影響が懸念される状況となった。

金利情勢は、長期金利については、平成 22 年 10 月に 0.8% 台まで低下した新発 10 年物国債の利回りが、米国や新興国の金利上昇の影響を受け、平成 23 年 2 月には、1.3% 台まで急上昇した。短期金利については、日銀はデフレ脱却まで、ゼロ金利政策を継続する方針であり、超低金利情勢が続いた。

農業情勢では、平成 22 年 10 月、菅首相の所信表明の中で TPP への参加を検討する意向が示され、農業への甚大な影響に対応するため、JA グループは、参加阻止に取り組んだ。本県農業については、生産量の減少、価格の低迷、農家数の減少、農業者の高齢化、耕作放棄地の増加等課題は深刻化している。

本県 JA グループは、「JA 静岡 3 か年計画～元気な農業、豊かな地域づくり～」の最終年度に取り組むとともに、次期 3 か年計画「JA 静岡 3 か年計画～協同の力、未来への躍進～」を策定、各施策の着実な実践に取り組むこととした。

こうしたなか本会は、平成 22 年度も加入団体の理解と協力により、会員の節税と経営基盤の一層の強化、職員の身分安定に寄与するよう努めた。

資金運用は全額を県信連への定期性預金とした。運用利回りは、見込みどおり 0.56% となる一方、還元利率は、公益法人制度改革への対応のため、運用利回りを 1.44% 上回る 2.00% で実施した。

当期中の受入れ掛金は 2,166 百万円、退職給付金の支給額は、1,927 百万円であった。収支は、ほぼ計画通り 373 百万円のマイナスとなり、給付安定準備金を取り崩した。その結果、財務面では、退職給付積立金は 28,512 百万円であり、県下 JA でみると、退職金の 4 割強をまかなっている。給付安定準備金は 741 百万円、資産総額は 29,267 百万円となった。

公益法人制度改革については、平成 25 年 7 月の一般財団法人への移行申請を確実に実現するため、静岡県、全国共済会、顧問公認会計士等と連携を密にし、給付安定準備金の取崩し、定款の変更の案等の検討を行った。また、利子等に係る源泉所得税の非課税化実現に向けて、全国共済会等と連携し取り組んだ。

具体的実施事業は以下のとおりである。

## 1 会員・加入者の状況

加入団体は、JA17、連合会 4、専門農協・協同会社等 16 の合計 37 団体、加入者数は、前年度に比べ、117 人増加した。増加の主な要因は、6 団体の各 10 人以上の増加である。

平成 22 年 10 月現在の加入者等の状況は次のとおりである。

- ・加入者数 7,619 人（前年度 7,502 人）
- ・加入総口数 183,904 口（前年度 182,943 口）
- ・1 人当り平均口数 24.1 口（前年度 24.4 口）

## 2 掛金の受入れ

平成 22 年度の受入れ掛金は、前年度に比べ 9,145 千円増加し、2,166,313 千円（前年度 2,157,168 千円）となった。増加した主な要因は、加入者数の増加と 1 団体の新規 30 口の設定によるものである。

掛金の受入れ状況と前年度との増減対比は次のとおりである。

会員区分	加入者数 (人)	総口数	1人当り 平均口数	掛金額 (千円)	加入者数 増減	総口数 増減	掛金額 増減
J A	6,385	160,205	25.1	1,887,224	82	271	1,079
連合会	646	13,042	20.2	154,821	△5	△195	△3,390
専門農協・ 協同会社等	588	10,657	18.1	124,268	40	885	11,456
計	7,619	183,904	24.1	2,166,313	117	961	9,145

(注) 前年度掛金額には、1JA の決算時期変更に伴う 3 月 1 カ月分掛金 4,810 千円が含まれている。また、前年度の平成 22 年 3 月新規加入団体の掛金は、3 月 1 カ月分 420 千円のみである。

## 3 退職給付金の支給

退職給付金は、退職者 340 人に対して 1,927,043 千円を支給した。前年度と比べ、退職者数の増加は 2 人であったが、退職給付金は 217,928 千円増加(前年比 112.8%)した。1 人当りの平均支給額は、前年度の 5,056 千円から 611 千円増加（前年比 112.0%）し、5,667 千円となった。

退職給付金の支給状況および前年度との増減対比は次のとおりである。

会員区分	定年		早期		中途		退職者 合計	退職給付金額 (千円)	退職者 増減	退職給付金 増減(千円)
	男子	女子	男子	女子	男子	女子				
J A	29	23	77	11	61	81	282	1,578,970	14	229,985
連合会	13	1	12	3	2	2	33	286,416	△6	22,432
専門農協・協同 会社等	6	6	0	0	8	5	25	61,657	△6	△34,489
合 計	48	30	89	14	71	88	340	1,927,043	2	217,928

#### 4 理事会の開催

(1) 平成 22 年 6 月 11 日 (金) 午前 11 時 20 分から、県農業会館 5 階第 11 会議室において開催し、次の事項について協議決定した。

議 事

第 1 号議案 平成 21 年度事業報告、財務諸表及び収支計算書の承認について

附帯決議案

(2) 平成 23 年 3 月 10 日 (木) 午前 11 時 10 分から、県農業会館 5 階第 11 会議室において開催し、次の事項について協議決定した。

議 事

第 1 号議案 財団法人静岡県農業協同組合共済会運営規則の一部変更について

第 2 号議案 平成 23 年度事業計画及び収支予算の設定について

附帯決議案

#### 5 監査の実施

平成 21 年度下半期および平成 22 年度上半期の事業ならびに会計監査が、それぞれ平成 22 年 5 月 28 日 (金)、10 月 20 日 (水) に実施された。

#### 6 資金運用と退職給付金の還元

資金は、全額を県信連の自由金利型大口定期預金と譲渡性預金で運用した。

平成 22 年度運用利回りは、上乗せ金利が、1 年以上・1 千万円以上の定期預金についてのみ、基本奨励の 0.45% が適用されることから、期間 1 年・1 億円以上 0.56%、1 年・1 千万円以上 1 億円未満は 0.55% と見込まれ、それ以外のものには上乗せ金利が適用されないことから、全体の運用利回りを 0.56% と見込んだ。

これを受け、預金運用は極力、期間1年・1億円以上の定期預金への集中化をはかった。予想を超えた退職給付金の支払いに備え、短期借入金の借入限度枠2億円を設定し、信連と特別当座勘定貸越約定を継続して締結したが、借入の事態は発生しなかった。

1年定期預金金利は3回にわたって、あわせて0.05%引き下げられた。平成22年4月と9月に各0.02%、10月に0.01%引き下げられたが、預金全体の運用利回りは、前年度預入預金と4月引き下げ前に預入した大口定期預金の効果から、当初見込みの0.56%が確保された。

一方、退職給付金の還元利率は、公益法人制度改革への対応のため、移行前に給付安定準備金11億円余を平成22、23、24年度の3年間、各年度3億7千万余取崩し、退職給付積立金に繰り入れることが必要であり、そのため、預金利回り（見込み）を1.44%上回る2.00%で実施した。

その結果、給付安定準備金373百万円余の取崩しとなり、その分、会員全体で退職給付費用が減額され、経営に寄与することとなった。

## 7 弔慰金の給付

平成22年度中に死亡した3人の職員の遺族に、合計450千円を支給した。  
(前年度3人 350千円)

## 8 農業後継者育成事業

平成22年度事業計画に基づき、農業後継者の育成事業として次の事業を実施した。

- ・ 県農協青壮年連盟の平成22年度活動費助成 1,000,000円

## 9 不祥事防止対策事業への助成

退職給付金の不支給をもたらす不祥事を防止し、加入職員の身分安定をはかるため、次の助成を実施した。

- ・ 平成22年度農協中央会の不祥事防止対策・コンプライアンス経営確立指導事業への助成 1,000,000円

## 10 管理資料の提供

加入団体の事業計画、決算、仮決算に必要な資料および退職金管理資料を作成し、配付した。

- ① 退職給付金個人別一覧表
- ② 退職者一覧表
- ③ 退職金支給額一覧表

また、加入団体が掛金を納付するための「掛金告知書個人別一覧表」を作成

し、配付した。

## 11 事務指導の実施

### (1) 事務処理の指導

加入・退職・掛金納付・退職給付金の支給・育児休業等に係る事務処理・異動事項の処理、各種資料の活用方法等について随時指導した。

また、平成 23 年 4 月 1 日から実施される産前産後休暇期間の退職金算定期間からの除外に関する事務指導を行うとともに、関連する電算システムの修正を行った。

### (2) 「事務の手引」の改訂

事務手続きの説明書としての「事務の手引」について、加入手続を追加する等、内容の修正を行った。

### (3) 新任共済会事務担当者研修会の開催

共済会事務担当者の研修会を、新任担当者を対象に、次のとおり開催した。

- ・平成 22 年 7 月 13 日（火）午後 1 時 30 分  
会 場 県農業会館 5 階第 17 会議室  
出席者 20 人（19 団体）

#### ・研修の内容

- ①共済会事業について
- ②共済会事務手続きについて
- ③口数の設定と節税効果について

## 12 掛金増口指導

諸会議あるいは個別に共済会の現況と活用の利点を説明し、増口の働きかけを行った。各会員は、4 月と 10 月の掛金納付時に、加入職員ごとに勤続年数等を勘案し、きめこまかな増口を行い、節税をはかった。

全体の 1 人当たり平均口数は、24.1 口（前年度 24.4 口）である。17JA の正職員の平均口数は、25.5 口（年間掛金 306,000 円）ときわめて高い水準にある。

## 13 公益法人としてのインターネットによる情報公開

平成 14 年 7 月からホームページで情報公開している事業計画・収支予算書、事業報告・財務諸表等の事項について維持管理をした。

全国公益法人協会の「情報公開サイト」を掲載場所としているが、このサイトには「静岡県の JA グループ」のトップページからリンクしている。

## 14 関係団体との提携

全国および 9 府県の農協共済会により構成する全国農業協同組合役職員共済事業協議会との関連で以下のことを行った。

- (1) 平成 22 年度上期定例会議に出席し、協議、情報交換を行った。
  - ・平成 22 年 7 月 1 日（木）～2 日（金） 横浜市ローズホテル
- (2) 平成 22 年度職員研修会に参加し、情報交換、研修を行った。
  - ・平成 22 年 11 月 29 日（月）～30 日（火） 長野県農協ビル
- (3) 平成 22 年度下期定例会議に出席し、協議、情報交換を行った。
  - ・平成 23 年 1 月 27 日（木）～28 日（金） 博多エクセルホテル東急

## 15 公益法人制度改革への対応

公益法人制度改革関連 3 法が、平成 20 年 12 月 1 日に施行され、現行法人は、施行後 5 年以内の平成 25 年 11 月末までに移行申請することが必要となり、平成 22 年 3 月の理事会において、「公益法人制度改革に対する対応方針」を決定した。

一般財団法人への移行を平成 25 年 7 月に予定し、平成 21 年度末の給付安定準備金と指定正味財産の合計額 11 億円余（公益目的財産相当額）を、移行前 3 年間でゼロ以下とするため、平成 22 年度は、退職給付金還元利率を、運用利率（見込み）0.56%を 1.44%上回る 2.00%で実施した。その結果、予定に沿った 373 百万円余の取崩しを行い、退職給付積立金に繰り入れた。

一方、移行の重要課題である、定款の変更の案及び最初の評議員の選任方法案について、静岡県、全国共済会、顧問の杉山公認会計士の指導助言を得て検討をすすめた。

また、一般法人に課税される利子等に係る源泉所得税の非課税措置実現に対しては、平成 23 年度税制改正に向けて、全国中央会、全国共済会、府県共済会、JA グループ以外の特定退職金共済団体等と連携し取り組んだ。その結果、法案にまでいたり、実現の可能性が強まったが、国会審議の状況が不透明となっているので、当面は、その動向を注視していく。

## 貸借対照表

平成23年3月31日現在

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
<b>I 資産の部</b>			
<b>1. 流動資産</b>			
(1) 預金			
① 普通預金	983,615	68,656	914,959
② 定期預金	2,129,000,000	1,841,000,000	288,000,000
③ 譲渡性預金	26,990,000,000	26,850,000,000	140,000,000
預金合計	29,119,983,615	28,691,068,656	428,914,959
(2) その他の資産			
① 未収利息	134,356,401	180,013,878	△ 45,657,477
<b>流動資産合計</b>	<b>29,254,340,016</b>	<b>28,871,082,534</b>	<b>383,257,482</b>
<b>2. 固定資産</b>			
(1) 基本財産			
① 定期預金	12,868,048	12,868,048	0
(2) 外部出資	10,000	10,000	0
<b>固定資産合計</b>	<b>12,878,048</b>	<b>12,878,048</b>	<b>0</b>
<b>資産合計</b>	<b>29,267,218,064</b>	<b>28,883,960,582</b>	<b>383,257,482</b>
<b>II 負債の部</b>			
<b>1. 流動負債</b>			
(1) 未払金	0	0	0
<b>流動負債合計</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
<b>2. 固定負債</b>			
(1) 退職給付積立金	28,512,878,407	27,756,554,005	756,324,402
(2) 給付安定準備金	741,471,609	1,114,538,529	△ 373,066,920
<b>固定負債合計</b>	<b>29,254,350,016</b>	<b>28,871,092,534</b>	<b>383,257,482</b>
<b>負債合計</b>	<b>29,254,350,016</b>	<b>28,871,092,534</b>	<b>383,257,482</b>
<b>III 正味財産の部</b>			
<b>1. 指定正味財産</b>			
(1) 加入金	12,868,048	12,868,048	0
(2) 寄付金	0	0	0
<b>指定正味財産合計</b>	<b>12,868,048</b>	<b>12,868,048</b>	<b>0</b>
(うち基本財産への充当額)	(12,868,048)	(12,868,048)	( 0)
<b>2. 一般正味財産</b>	0	0	0
<b>一般正味財産合計</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
<b>正味財産合計</b>	<b>12,868,048</b>	<b>12,868,048</b>	<b>0</b>
<b>負債及び正味財産合計</b>	<b>29,267,218,064</b>	<b>28,883,960,582</b>	<b>383,257,482</b>

(注) この貸借対照表は、「公益法人会計基準の改正等について」(平成16年10月14日公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議申合わせ)に示された様式により作成しています。

# 正味財産増減計算書

平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
<b>I 一般正味財産増減の部</b>			
<b>1. 経常増減の部</b>			
(1) 経常収益			
① 共済掛金収入	2,166,313,000	2,157,168,000	9,145,000
② 資金運用益			
・受取利息	163,789,856	217,150,156	△ 53,360,300
・基本財産運用収入	70,509	94,712	△ 24,203
資金運用益合計	163,860,365	217,244,868	△ 53,384,503
③ 受取配当金	200	200	0
④ 雑収入	0	0	0
⑤ 給付安定準備金戻入	373,066,920	3,141,605	369,925,315
経常収益計	2,703,240,485	2,377,554,673	325,685,812
(2) 経常費用			
① 退職給付金	1,927,043,082	1,709,115,008	217,928,074
② 弔慰金	450,000	350,000	100,000
③ 福祉事業費	1,000,000	1,000,000	0
④ 掛金戻し	4,030,000	4,068,000	△ 38,000
⑤ 借入金利息	0	4,970	△ 4,970
⑥ 事業管理費			
・人件費	9,800,000	9,800,000	0
・業務費	3,479,925	3,300,202	179,723
・旅費	384,040	295,620	88,420
・会議費	53,000	41,400	11,600
・事務費	276,036	220,147	55,889
・諸税負担金	100,000	100,000	0
・福利厚生費	0	0	0
・施設費	300,000	300,000	0
・雑費	0	0	0
事業管理費合計	14,393,001	14,057,369	335,632
⑦ 退職給付積立金繰入	756,324,402	648,959,326	107,365,076
⑧ 給付安定準備金繰入	0	0	0
経常費用計	2,703,240,485	2,377,554,673	325,685,812
<b>当期経常増減額</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
<b>2. 経常外増減の部</b>			
(1) 経常外収益	0	0	0
(2) 経常外費用	0	0	0
<b>当期経常外増減額</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
<b>当期一般正味財産増減額</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
<b>一般正味財産期首残高</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
<b>一般正味財産期末残高</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
<b>II 指定正味財産増減の部</b>			
(1) 受入加入金	0	102,800	△ 102,800
<b>当期指定正味財産増減額</b>	<b>0</b>	<b>102,800</b>	<b>△ 102,800</b>
<b>指定正味財産期首残高</b>	<b>12,868,048</b>	<b>12,765,248</b>	<b>102,800</b>
<b>指定正味財産期末残高</b>	<b>12,868,048</b>	<b>12,868,048</b>	<b>0</b>
<b>III 正味財産期末残高</b>	<b>12,868,048</b>	<b>12,868,048</b>	<b>0</b>

(注) この正味財産増減計算書は、「公益法人会計基準の改正等について」(平成16年10月14日公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議申合わせ)に示された様式により作成しています。

# キャッシュ・フロー計算書

平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
<b>I 事業活動によるキャッシュ・フロー</b>			
1. 事業活動収入			
① 共済掛金収入	2,166,313,000	2,157,168,000	9,145,000
② 受取利息収入	209,447,333	238,496,749	△ 29,049,416
③ 基本財産運用収入	70,509	94,712	△ 24,203
④ 受入加入金収入	0	102,800	△ 102,800
⑤ 受取配当金収入	200	200	0
事業活動収入計	2,375,831,042	2,395,862,461	△ 20,031,419
2. 事業活動支出			
① 退職給付金支出	1,927,043,082	1,709,115,008	217,928,074
② 弔慰金支出	450,000	350,000	100,000
③ 福祉事業費支出	1,000,000	1,000,000	0
④ 掛金戻し支出	4,030,000	4,068,000	△ 38,000
⑤ 借入金利息支出	0	4,970	△ 4,970
⑥ 事業管理費支出			
・人件費支出	9,800,000	9,800,000	0
・業務費支出	3,479,925	3,300,202	179,723
・旅費支出	384,040	295,620	88,420
・会議費支出	53,000	41,400	11,600
・事務費支出	276,036	220,147	55,889
・諸税負担金支出	100,000	100,000	0
・福利厚生費支出	0	0	0
・施設費支出	300,000	300,000	0
・雑費支出	0	0	0
事業管理費支出計	14,393,001	14,057,369	335,632
事業活動支出計	1,946,916,083	1,728,595,347	218,320,736
<b>事業活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>428,914,959</b>	<b>667,267,114</b>	<b>△ 238,352,155</b>
<b>II 投資活動によるキャッシュ・フロー</b>			
1. 投資活動収入			
① 期間3ヵ月超定期・譲渡性預金解約収入	28,703,868,048	28,035,765,248	668,102,800
投資活動収入計	28,703,868,048	28,035,765,248	668,102,800
2. 投資活動支出			
① 期間3ヵ月超定期・譲渡性預金預入支出	29,131,868,048	28,703,868,048	428,000,000
投資活動支出計	29,131,868,048	28,703,868,048	428,000,000
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>△ 428,000,000</b>	<b>△ 668,102,800</b>	<b>240,102,800</b>
<b>III 財務活動によるキャッシュ・フロー</b>			
1. 財務活動収入			
① 短期借入金収入	0	9,000,000	△ 9,000,000
財務活動収入計	0	9,000,000	△ 9,000,000
2. 財務活動支出			
① 短期借入金返済支出	0	9,000,000	△ 9,000,000
財務活動支出計	0	9,000,000	△ 9,000,000
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
<b>IV 現金及び現金同等物の増減額</b>	<b>914,959</b>	<b>△ 835,686</b>	<b>1,750,645</b>
<b>V 現金及び現金同等物の期首残高</b>	<b>68,656</b>	<b>904,342</b>	<b>△ 835,686</b>
<b>VI 現金及び現金同等物の期末残高</b>	<b>983,615</b>	<b>68,656</b>	<b>914,959</b>

(注) 1 このキャッシュ・フロー計算書は、「公益法人会計基準の改正等について」(平成16年10月14日公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議申合わせ)に示された様式により作成しています。

2 資金の範囲 資金の範囲には、普通預金及び預入日から満期日までの期間3ヵ月以内の定期預金・譲渡性預金を含めています。

# 財 産 目 録

平成23年3月31日現在

(単位：円)

科 目	金 額		
<b>I 資産の部</b>			
<b>1. 流動資産</b>			
(1) 預金			
① 普通預金 県信連 (1件)	983,615		
② 定期預金 県信連 (28件)	2,129,000,000		
③ 譲渡性預金 県信連 (17件)	26,990,000,000		
預金合計	29,119,983,615		
(2) その他の資産			
① 未収利息	134,356,401		
<b>流動資産合計</b>		<b>29,254,340,016</b>	
<b>2. 固定資産</b>			
(1) 基本財産 (定期預金 県信連1件)	12,868,048		
(2) 外部出資 県信連	10,000		
<b>固定資産合計</b>		<b>12,878,048</b>	
<b>資産合計</b>			<b>29,267,218,064</b>
<b>II 負債の部</b>			
<b>1. 流動負債</b>			
(1) 未払金	0		
<b>流動負債合計</b>		<b>0</b>	
<b>2. 固定負債</b>			
(1) 退職給付積立金	28,512,878,407		
(2) 給付安定準備金	741,471,609		
<b>固定負債合計</b>		<b>29,254,350,016</b>	
<b>負債合計</b>			<b>29,254,350,016</b>
<b>正味財産</b>			<b>12,868,048</b>

(注) この財産目録は、「公益法人会計基準の改正等について」(平成16年10月14日公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議申合わせ)に示された様式により作成しています。

## 財務諸表に対する注記

(単位：円)

### 1. 基本財産の増減額およびその残高

基本財産の増減額及びその残高は、次のとおりです。

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
定期預金	12,868,048	0	0	12,868,048
合 計	12,868,048	0	0	12,868,048

### 2. 基本財産の財源等の内訳

基本財産の財源等の内訳は、次のとおりです。

科 目	当期末残高	(うち指定正味財産からの充当額)	(うち一般正味財産からの充当額)	(うち負債に対応する額)
基本財産				
定期預金	12,868,048	(12,868,048)	( 0)	—
合 計	12,868,048	(12,868,048)	( 0)	—

# 収 支 計 算 書

平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

(単位：円)

科 目	予算額	決算額	差 異	備 考
<b>I 事業活動収支の部</b>				
1. 事業活動収入				
① 共済掛金収入	2,100,000,000	2,166,313,000	△ 66,313,000	
② 資金運用益収入				
・受取利息収入	209,252,000	209,447,333	△ 195,333	
・基本財産運用収入	70,000	70,509	△ 509	
資金運用益収入合計	209,322,000	209,517,842	△ 195,842	受入利息の実受取額
③ 受入加入金収入	0	0	0	
④ 受取配当金収入	200	200	0	
⑤ 雑収入	0	0	0	
事業活動収入計	2,309,322,200	2,375,831,042	△ 66,508,842	
2. 事業活動支出				
① 退職給付金支出	2,000,000,000	1,927,043,082	72,956,918	
② 弔慰金支出	1,000,000	450,000	550,000	
③ 福祉事業費支出	1,000,000	1,000,000	0	
④ 掛金戻し支出	5,000,000	4,030,000	970,000	
⑤ 借入金利息支出	50,000	0	50,000	
⑥ 事業管理費支出				
・人件費支出	12,600,000	9,800,000	2,800,000	
・業務費支出	5,000,000	3,479,925	1,520,075	
・旅費支出	500,000	384,040	115,960	
・会議費支出	100,000	53,000	47,000	
・事務費支出	500,000	276,036	223,964	
・諸税負担金支出	100,000	100,000	0	
・福利厚生費支出	50,000	0	50,000	
・施設費支出	335,000	300,000	35,000	
・雑費支出	50,000	0	50,000	
事業管理費支出計	19,235,000	14,393,001	4,841,999	
事業活動支出計	2,026,285,000	1,946,916,083	79,368,917	
<b>事業活動収支差額</b>	<b>283,037,200</b>	<b>428,914,959</b>	<b>△ 145,877,759</b>	
<b>II 投資活動収支の部</b>				
1. 投資活動収入				
① 定期預金解約収入	12,868,000	12,868,048	△ 48	
投資活動収入計	12,868,000	12,868,048	△ 48	
2. 投資活動支出				
① 定期預金預入支出	12,868,000	12,868,048	△ 48	基本財産（固定資産）に充当
投資活動支出計	12,868,000	12,868,048	△ 48	
<b>投資活動収支差額</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	
<b>III 財務活動収支の部</b>				
1. 財務活動収入				借入金限度額 200,000,000円
① 短期借入金収入	120,000,000	0	120,000,000	
財務活動収入計	120,000,000	0	120,000,000	
2. 財務活動支出				
① 短期借入金返済支出	120,000,000	0	120,000,000	
財務活動支出計	120,000,000	0	120,000,000	
<b>財務活動収支差額</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	
<b>当期収支差額</b>	<b>283,037,200</b>	<b>428,914,959</b>	<b>△ 145,877,759</b>	
<b>前期繰越収支差額</b>	<b>28,686,016,000</b>	<b>28,691,068,656</b>	<b>△ 5,052,656</b>	前年度末預金残高（流動資産）
<b>次期繰越収支差額</b>	<b>28,969,053,200</b>	<b>29,119,983,615</b>	<b>△ 150,930,415</b>	本年度末預金残高（流動資産）

(注) この収支計算書は、「公益法人会計における内部管理事項について」（平成17年3月23日公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議幹事会申合せ）に示された3区分の様式により作成しています。

## 収支計算書に対する注記

### 1 資金の範囲

資金の範囲には、普通預金、定期預金（固定資産として基本財産に充当した定期預金は除く。）および譲渡性預金を含めています。

なお、前期末および当期末残高は、下記2に記載するとおりです。

### 2 次期繰越収支差額に含まれる資産の内訳

(単位:円)

科 目	前期末残高	当期末残高
普通預金	68,656	983,615
定期預金（流動資産）	1,841,000,000	2,129,000,000
譲渡性預金	26,850,000,000	26,990,000,000
次期繰越収支差額	28,691,068,656	29,119,983,615

## 平成 23 年度 事業計画

わが国経済は、平成 20 年秋のリーマンショック後、緊急経済対策や新興国の経済成長等により緩やかな回復傾向をたどりましたが、平成 22 年秋には、米国経済の停滞、欧州諸国の財政金融不安、急速な円高等から景気の足踏み状態にはいりました。こうしたなか、日銀はゼロ金利政策や追加金融緩和策にふみきり、米国経済の回復への期待や新興国の高成長による外需に明るさが出てきたことなどから、徐々に「足踏み状態」から脱却する兆しがみられるようになりました。しかし、深刻な財政状態や厳しい雇用情勢、海外経済の先行き不安もあり、楽観できない状況が続いております。

このような経済情勢下にあつて、金利情勢は、長期金利については、平成 22 年 10 月に 0.8% 台まで低下した新発 10 年物国債の利回りが、米国や新興国の金利上昇の影響を受け、平成 23 年 2 月には、1.3% 台まで急上昇しておりますが、短期金利については、日銀は、デフレ脱却まで、ゼロ金利政策を継続する方針であり、超低金利情勢が続くとの見方が支配的です。

農業情勢では、政権が交代し、代表的施策として「個別所得補償制度」がうちだされましたが、平成 22 年 10 月、菅首相の所信表明の中で T P P への参加を検討する意向が示され、農業への甚大な影響に対応するため、JA グループは、参加阻止に取り組んでおります。本県農業については、生産量の減少、価格の低迷、農家数の減少、農業者の高齢化、耕作放棄地の増加等課題は深刻化し、生産基盤が揺らいでいます。

本県 JA グループは、平成 23 年度を初年度とする「JA 静岡 3 か年計画～協同の力、未来への躍進～」がはじまり、各施策の着実な実践に取り組みます。

こうしたなか本会は、各会員の理解により、県下 JA の退職金の 4 割強をまかなっておりますが、さらにきめ細かな事業運営を心がけてまいります。

公益法人制度改革については、従来からの公益法人は、平成 25 年 11 月末までに新制度への移行申請をする必要があります。平成 25 年 7 月に一般財団法人への移行申請を予定し、この移行を円滑、確実に実現するため、静岡県、全国共済会、府県共済会、顧問公認会計士等と連携を密にして適切な対応をしております。平成 22 年度末現在の 11 億円余の給付安定準備金等公益目低財産額を、移行前にゼロ以下とするため、平成 22 年度の退職給付金の還元利率は 2% で実施しましたが、平成 23 年度は、預金金利の低下を受け、1.9% とし、引き続き計画に沿って移行準備を進めてまいります。

平成 23 年度に実施する事業は次のとおりです。

## 1 公益法人制度改革への対応と関係機関との連携

公益法人制度改革への対応として、平成 25 年 7 月に一般財団法人への移行認可申請を予定するなかで、円滑な移行を実現するため、移行に関する詳細スケジュールの作成と作業内容の確認、新たな機関の設置、定款及び規程類の変更、財務への対応等について、静岡県、全国農協役職員共済会、府県共済会、顧問公認会計士等と連携し、適切に対応します。また、全国公益法人協会を有効に活用し、制度改革の動向を把握します。

特に平成 23 年度は、移行にあたり最も重要な要件の一つである「定款の変更の案」、「最初の評議員の選任方法案」、平成 20 年公益法人会計基準の実施を前提とした「経理規程」の作成に取り組みます。

また、利子等に係る源泉所得税の非課税実現に対しては、平成 23 年度税制改正法案の国会審議の動向を注視し、全国共済会、府県共済会、JA グループ以外の特定期退職金共済団体等と連携し、確実な実現に取り組みます。

## 2 掛金の受入れと退職給付金の支給

掛金の受入れと退職給付金の支給は本会の基本業務です。掛金については、4 月末に上期分を、10 月末に下期分を納入していただきます。

退職給付金は毎月、基本的に 15 日と月末の 2 回、退職者本人の貯金口座に本会から直接振り込みます。

加入者が不幸にも死亡されたときには、弔慰金給付規程に基づき弔慰金を給付します。

## 3 資金の安定運用と給付還元

資金の運用は、前年度に引き続き全額を県信連の定期性預金とします。預金全体の利回りは、金利低下の影響を受け、前年度より 0.05% 引下げ、0.51% と見込みます。

給付還元は、前年度から 0.10% 引き下げ、1.90% で実施します。運用利回りを 1.39% 上回りますが、これは、公益法人制度改革に対応し、移行前に給付安定準備金を平成 22、23、24 年度の 3 年間で、退職給付積立金に繰り入れるためのものです。

これにより平成 23 年度は、給付安定準備金 3 億 8 千万円余の取崩しと退職給付積立金繰り入れとなり、その分、会員全体で退職給付費用が減額され、経営に貢献することとなります。

## 4 共済会の有効活用指導

退職給付費用は有税となっている一方で、掛金が全額損金となるなど共済会活用の節税効果が理解され、多くの会員が増口を行い、JAにおいては、加入者1人あたり上限30口に対して、平均25.1（掛金年額301千円）にまで増加しました。

本年度も、増口余地のある加入者について、きめ細かな増口指導を行い、共済会の有効活用をすすめます。

## 5 農業後継者の育成

寄附行為「第4条（2）農業後継者に対する奨励金の給付その他農業後継者の育成に関する事業」に基づき、前年度と同様に、静岡県農協青壮年連盟が実施する事業に対する助成を行います。

## 6 不祥事防止対策指導事業への助成

退職給付金の不支給をもたらす不祥事を防止し、加入職員の身分安定をはかるため、寄附行為第3条及び第4条（3）に基づき、農協中央会のコンプライアンス経営確立指導事業に対する助成を行います。

## 7 インターネットによる公益法人としての情報公開（ディスクロージャー）

全国公益法人協会の「情報公開サイト」に寄附行為、役員名簿、事業計画・予算・事業報告・決算関係等の資料を掲載し、公益法人としての情報公開を行っています。前年度に引き続き、掲載資料のデータ更新等維持管理を行います。

## 8 会員への事務指導

### （1）会員への管理資料の提供と事務指導

各会員の事業計画策定や決算・仮決算処理に必要な資料および掛金納付用に必要な資料を提供し、あわせて事務指導を行います。

### （2）新人事務担当者研修会の開催

新人事務担当者の研修会を開催して、共済会の事業内容、退職給付金の請求手続き、掛金納付方法、産前産後休暇・育児休業関連事務、各種帳表の内容等について説明し、事務処理の正確性と迅速性を高めます。

## 9 個人情報の管理

個人情報取扱事業者として、個人情報保護法等関連する法令を遵守し、電算処理委託会社を含め、情報の管理を徹底します。

# 収支予算書

平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

(単位：円)

科 目	予算額	前年度予算額	増 減	備 考
<b>I 事業活動収支の部</b>				
1. 事業活動収入				
① 共済掛金収入	2,100,000,000	2,100,000,000	0	
② 資金運用益収入				
・受取利息収入	162,042,000	209,252,000	△ 47,210,000	
・基本財産運用収入	64,000	70,000	△ 6,000	
資金運用益収入合計	162,106,000	209,322,000	△ 47,216,000	受取利息の実入金額
③ 受入加入金収入	0	0	0	
④ 受取配当金収入	200	200	0	
⑤ 雑収入	0	0	0	
事業活動収入計	2,262,106,200	2,309,322,200	△ 47,216,000	
2. 事業活動支出				
① 退職給付金支出	2,300,000,000	2,000,000,000	300,000,000	
② 弔慰金支出	1,000,000	1,000,000	0	
③ 福祉事業費支出	1,000,000	1,000,000	0	
④ 掛金戻し支出	5,000,000	5,000,000	0	
⑤ 借入金利息支出	50,000	50,000	0	
⑥ 事業管理費支出				
・人件費支出	12,600,000	12,600,000	0	
・業務費支出	5,000,000	5,000,000	0	
・旅費支出	500,000	500,000	0	
・会議費支出	100,000	100,000	0	
・事務費支出	500,000	500,000	0	
・諸税負担金支出	100,000	100,000	0	
・福利厚生費支出	50,000	50,000	0	
・施設費支出	335,000	335,000	0	
・雑費支出	50,000	50,000	0	
事業管理費支出計	19,235,000	19,235,000	0	
事業活動支出計	2,326,285,000	2,026,285,000	300,000,000	
<b>事業活動収支差額</b>	<b>△ 64,178,800</b>	<b>283,037,200</b>	<b>△ 347,216,000</b>	
<b>II 投資活動収支の部</b>				
1. 投資活動収入				
① 定期預金解約収入	12,868,000	12,868,000	0	
投資活動収入計	12,868,000	12,868,000	0	
2. 投資活動支出				
① 定期預金預入支出	12,868,000	12,868,000	0	基本財産（固定資産）に充当
投資活動支出計	12,868,000	12,868,000	0	
<b>投資活動収支差額</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	
<b>III 財務活動収支の部</b>				
1. 財務活動収入				
① 短期借入金収入	120,000,000	120,000,000	0	借入累計額
財務活動収入計	120,000,000	120,000,000	0	
2. 財務活動支出				
① 短期借入金返済支出	120,000,000	120,000,000	0	返済累計額
財務活動支出計	120,000,000	120,000,000	0	
<b>財務活動収支差額</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	
<b>当期収支差額</b>	<b>△ 64,178,800</b>	<b>283,037,200</b>	<b>△ 347,216,000</b>	
<b>前期繰越収支差額</b>	<b>29,108,643,000</b>	<b>28,686,016,000</b>	<b>422,627,000</b>	前年度末預金残高（流動資産）
<b>次期繰越収支差額</b>	<b>29,044,464,200</b>	<b>28,969,053,200</b>	<b>75,411,000</b>	本年度末預金残高（流動資産）

(注) 1 この収支予算書は、「公益法人会計における内部管理事項について」（平成17年3月23日公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議幹事会申合せ）に示された3区分の様式により作成しています。

2 借入金限度額 200,000,000円

3 債務負担額 0円

# 財団法人静岡県農業協同組合共済会個人情報保護方針

財団法人静岡県農業協同組合共済会

理事長 山田 勇次郎

(平成17年4月1日制定)

財団法人静岡県農業協同組合共済会(以下「本会」といいます。)は、会員の職員の皆様の個人情報<sub>を</sub>正しく取扱うことが本会の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

- 1 本会は、個人情報を適正に取扱うために、個人情報の保護に関する法律(以下「法」といいます。)その他、個人情報保護に関する関係諸法令および農林水産大臣をはじめ主務大臣のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

個人情報とは、法第2条第1項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。

- 2 本会は、利用目的をできる限り特定したうえ、あらかじめご本人の同意を得た場合および法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の範囲内でのみ個人情報を取扱います。

ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下同様とします。

- 3 本会は、個人情報を取得する際、適正な手段で取得するものとし、利用目的を、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知または公表します。ただし、ご本人から書面で直接取得する場合には、あらかじめ明示します。

- 4 本会は、取扱う個人データを利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また安全管理のために必要・適切な措置を講じ職員および委託先を適正に監督します。

個人データとは、法第2条第4項が規定する、個人情報データベース等(法第2条第2項)を構成する個人情報をいい、以下同様とします。

- 5 本会は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。

- 6 本会は、保有個人データにつき、法令に基づきご本人からの開示、訂正等に応じます。

保有個人データとは、法第2条第5項に規定するデータをいいます。

- 7 本会は、取扱う個人情報につき、ご本人からの苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備に努めます。

- 8 本会は、取扱う個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

## 財団法人静岡県農業協同組合共済会情報セキュリティ基本方針

財団法人静岡県農業協同組合共済会

理事長 山田 勇次郎

(平成17年4月1日制定)

財団法人静岡県農業協同組合共済会は、会員をはじめとする関係の皆様との信頼関係を強化し、より一層の安心とサービスを提供するため、会内の情報およびお預かりした情報のセキュリティの確保と日々の改善に努めることが本会の事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

- 1) 本会は、情報資産を適正に取扱うため、コンピュータ犯罪に関する法律、不正アクセス行為の禁止に関する法律、IT基本法その他の情報セキュリティに関係する諸法令、および農林水産大臣をはじめ主務大臣の指導による義務を誠実に遵守します。
- 2) 本会は、情報の取扱い、情報システムならびに情報ネットワークの管理運用にあたり、適切な組織的・人的・技術的安全管理措置を実施し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏えい、改ざん、破壊、利用妨害などが発生しないよう努めます。
- 3) 本会は、情報セキュリティに関して、業務に従事する者の役割を定め、情報セキュリティ基本方針に基づき、会全体で情報セキュリティを推進できる体制を維持します。
- 4) 本会は、万一、情報セキュリティを侵害するような事象が発生した場合、その原因を迅速に解明し、被害を最小限に止めるよう努めます。
- 5) 本会は、上記の活動を継続的に行うと同時に、新たな脅威にも対応できるよう、情報セキュリティマネジメントシステムを確立し、維持改善に努めます。

以 上

## 個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内

個人情報保護に関する法律に基づき、公表または本人が容易に知り得る状態に置くべきものと定めている事項を、以下に掲載させていただきますので、ご覧くださいませようお願い申し上げます（用語等は本会の個人情報保護方針と同一です）。

財団法人静岡県農業協同組合共済会  
理事長 山田 勇次郎  
（平成17年4月1日制定）

### 1 本会が取扱う個人情報の利用目的（法18条1項関係）

本会が取得した個人情報は、次の利用目的以外で利用いたしません。

- ・ 被共済者（加入職員）の受付および維持・管理
- ・ 加入期間および勤続年数の管理
- ・ 掛金および口数の管理
- ・ 退職給付積立金の維持・管理
- ・ 退職給付金および弔慰金の給付管理

### 2 本会が取扱う保有個人データに関する事項（法24条1項関係）

次のとおりです。

(1)当該個人情報取扱事業者（本会）の名称 財団法人静岡県農業協同組合共済会

(2)すべての保有個人データの利用目的

上記1のとおりです。

(3)開示等の求めに応じる手続

本会の保有個人データに関する開示等を求められる場合は、下記の窓口へ直接お越しいただくか書面の郵送による方法をお願いいたします。

なお、お申出に際しては、所定の請求様式に必要事項を記載していただくほか、ご本人様の確認に必要な書類の提示をお願いすることになりますので、窓口までお尋ねください。

(4)保有個人データの取扱いに関し、本会が設置する開示申請または苦情のお申出先窓口

財団法人静岡県農業協同組合共済会 事務局

〒422-8619 静岡県静岡市駿河区曲金3-8-1

050-3101-3951 FAX 054-283-3059 E-mail kyosaikai@chu.ja-shizuoka.or.jp

### 3 備考

本会が、ご本人への通知等により、別途、利用目的等を個別に示させていただいた場合等には、その個別の利用目的等の内容が、以上の記載に優先させていただきますことにつき、ご了承ください。

以上